

こうち労政情報

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画2017年
9月号

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成29年7月20日に認証式を行いましたので、ご紹介します。(4社中2社欠席)

【認証番号】会社名等

取組内容

【205】 廣瀬製紙 株式会社 土佐市高岡町丙529-1	◆法を上回る育児短時間勤務制度がある(個別対応でさらなる時間短縮が可能)。 ◆配偶者の出産時に特別休暇1日取得可能。
【206】 テクヒロセ 株式会社 高岡郡日高村下分277-2	◆法を上回る育児短時間勤務制が度ある(個別対応でさらなる時間短縮が可能)。 ◆配偶者の出産時に特別休暇1日取得可能。
【207】 社会福祉法人 秦ダイヤライフ福祉会 高知市薊野北町2-25-8	◆法を上回る育児短時間勤務制度があり、子が小学校就学の始期に達するまで取得できる。 ◆配偶者の出産時に特別休暇2日取得可能。
【208】 有限会社 森岡工務店 高岡郡佐川町乙2133-2	◆法を上回る看護休暇制度がある(1人につき年7日、2人以上年14日)。 ◆配偶者の出産時に特別休暇2日取得可能

社会福祉法人
秦ダイヤライフ福祉会様有限会社
森岡工務店様

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

労務改善 Q&A

〈No.35〉

Q 採用内定の取消しについて
採用予定者に内定通知を送付しましたが、その後、業績が悪化したため、採用が困難となりました。内定を取り消すことはできるでしょうか。

A 内定を取り消すには、解雇に相当する要件を満たす必要があります。
採用の内定については、一般的に、採用内定通知等で示した内定取消事由が生じたときは解約(内定の取消し)ができるという条件付きの労働契約が成立したものとされます。条件付きとはいえ、労働契約が成立していますので、内定の取消しは解雇に相当する取扱いを受けます。実際に内定の取消しができるのは、一般的に、内定取消事由として示された採用内定当時に知ることができないような事実があり、それを理由に内定を取り消すことが客観的に合理的で社会通念上相当である場合とされます。
ご質問のような業績悪化を理由とする内定の取消しの場合には、人員削減の必要性、解雇回避努力、人選の合理性、手続の妥当性を総合的に判断するという整理解雇に相当する取扱いがされます。

訴訟になれば、内定の取消しが無効とされる場合や、多額の損害賠償が認められる場合もありますので、弁護士等の専門家に相談されるなど慎重に検討されてはいかがでしょうか。なお、採用の内定というものもありますが、一般的には、その段階では労働契約が成立していないとされているものの、取り消した場合に訴訟で損害賠償が認められた事例もあります。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F
☎088-821-4645

お気軽にご相談ください!



経営戦略としての「働き方改革」実践セミナー

- 9. 13(水) 13:30～16:00 安芸市総合社会福祉センター
- 9. 14(木) 13:30～16:00 高知市 ちより街テラス
- 9. 20(水) 10:00～12:30 四万十市 中央公民館

講師 渥美 由喜氏
内閣府地域働き方改革支援チーム委員(兼務 ㈱東レ経営研究所)

参加費無料 当日参加も可能です
※公共交通機関のご利用をお願いします。

■お問合せ・お申込み先
高知県経営者協会 高知県地域活性化
雇用創造プロジェクト推進協議会
☎088-821-7788

平成29年度(第68回)全国労働衛生週間のお知らせ

週間

10月1日～7日

準備期間

9月1日～30日

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びブスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

働き方改革で見直そう

みんなが輝く 健康職場

(2) 準備期間中に実施する事項

～下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。～

① 重点事項

- ア 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- イ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- オ その他の重点事項

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底

- イ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- カ 石綿障害予防対策の徹底
- キ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- ④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進
- ア 建物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 「原子力施設における放射線作業及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
- ⑤ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進
- 建物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

建退共

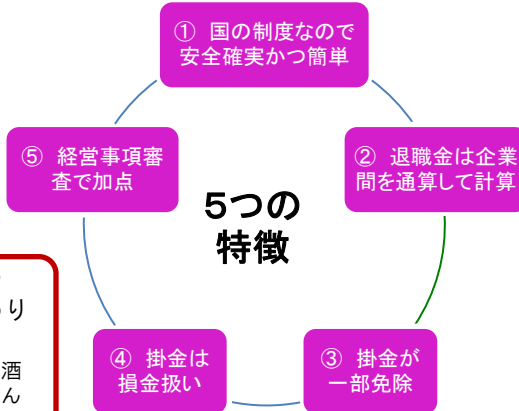
建設事業主のみなさま

「建設技能者の人材確保・育成」「現場作業員の福祉の向上」のために建退共制度に加入しませんか。
建退共制度は、事業主が建設現場で働く労働者の共済手帳に、働いた日数に応じて共済証紙(掛金)を貼り、その労働者が建設業界をやめたときに退職金を支払うという業界退職金制度です。

加入できる従業員は?

建設現場で働く方なら、職種(大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員など)にかかわらず、また日給・月給に関係なく加入できます。

ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。



詳しくは

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 電話: 03-6731-2866

建退共

検索